

取引規程改定に関する意見募集の結果（ご意見一覧）

No	意見 提出対象	スライド番号 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
1	取引規程（案）	取引規程（案）（三連版）（本則、二次調整力①、一次調整力、複合約定）p25	確認	ソ 機器点参入に用いるリソースの場合、提供期間において、属地エリアの一般送配電事業者から発動指令電源の発動指令を受けたとき（ただし、ツに定める実効性テストにおける実施指令を受けた場合を除く。）は、当該発動指令を優先すること。 上記、一次調整力に約定している場合、一次調整力の提供期間に発動指令を受信した場合は、一次調整力の代替不可申請（電源差替）を提出してから発動指令に応じる必要があると推察いたしますが、合っているでしょうか。		機器点参入の発動指令電源として蓄電池を想定した場合に、低予備率時の運用に関わる要件と想ったため。	本改定箇所は参入商品に関わらず、機器点参入に用いるリソースの場合、提供期間において、属地エリアの一般送配電事業者から発動指令電源の発動指令を受けたときに、当該発動指令を優先することを規定しております。 ご質問は一次調整力のみで約定している場合、属地エリアの一般送配電事業者からの調整力指令は実施されない（自端制御）ため、指令が重複しない点を念頭に置かれたものと認識しておりますが、一次調整力約定コマにおいて発動指令が発出された場合、当該発動指令への応動を優先することにより、一次調整力の供出ができない場合は他商品と同様に代替不可申請を提出いただけます。
2	取引規程（案）	取引規程（案）（三連版）（本則、二次調整力①、一次調整力、複合約定）p25	確認	ソ 機器点参入に用いるリソースの場合、提供期間において、属地エリアの一般送配電事業者から発動指令電源の発動指令を受けたとき（ただし、ツに定める実効性テストにおける実施指令を受けた場合を除く。）は、当該発動指令を優先すること。 本要件は受電点参入には適用されませんでしょうか。		受電点参入では元々、発動指令電源とΔkWの指令が同時に発動した場合、容量確保契約容量で決まった量をΔkWとして応動することで、容量市場と需給調整市場の両方のリクワイアメントを満たせることになっていました。今回の記載によって受電点側への影響を確認したいため。	本要件は受電点参入には適用されません。 なお、受電点参入において、発動指令電源が需給調整市場で約定し、かつ発動指令を受けた場合は、「第39回需給調整市場検討小委員会（2023年6月1日）資料3」において、調整力指令を優先して応動することで整理されております。そのうえで、発動指令電源のアクセスメントにおいては、その電源等リストに需給調整市場約定リソースが含まれる場合で、発動実績がアクセスメント対象容量を下回った要因について、調整力指令の影響であることが合理的に説明できる場合に、リクワイアメントを満たしているものとみなされます（第49回容量市場の在り方等に関する検討会（2023年8月1日）資料4）。 いただいたご質問を踏まえ、明確化の観点から、取引ガイドおよび弊所ホームページ「よくあるご質問」を修正いたします。
3	取引規程（案）	第13条(1)ツおよび第40条(1)	確認	三次②について、第13条(1)ツおよび第40条(1)の規定に関し、容量市場の実効性テスト期間中において発動指令があり、かつ発動指令の時間帯において需給調整市場で約定しているΔkWと発動指令容量に重複がある場合、容量市場の発動指令を優先しても需給調整市場におけるリクワイアメントを満たせるという理解でよろしいでしょうか。			ご認識のとおり、現状、実効性テストと発動指令の重複は否定されておらず、実効性テストと発動指令の重複時の優先順位について、どちらを優先するかのルール等は現状ございません。実効性テストと発動指令については相反する指令ではないことから、重複時はどちらも満たすように応動していただくこととなります。（電力広域的運営推進機関に確認済み） なお、後段の発動指令と需給調整市場の調整力指令が重複した場合の扱いについては、受電点参入か機器点参入かによって異なりますので、明確化の観点から、取引ガイドおよび弊所ホームページ「よくあるご質問」を修正いたします。
4	取引規程（案）	第40条(1)	確認	三次②について、第40条(1)について、実効性テストにおける指令を受けたにもかかわらず代替不可申請を行わなかった場合、アクセスメント1におけるペナルティ料金の倍率が1.5倍となるとの理解でよろしいでしょうか。			ご認識のとおりです。 「第60回需給調整市場検討小委員会（2026年3月3日）資料2」において、「代替不可申請が行われなかった場合は、通常通りのペナルティ対象となる」旨、整理されております。 なお、需給調整市場の約定コマにおいて、実効性テストの実施指令を優先することにより調整力指令に正しく応じることができない場合は、代替不可申請を提出いただけます。
5	取引規程（案）	第13条(1)ツ	確認	三次②について、第13条(1)ツでは、実効性テストにおける実施指令を優先する旨が規定されていますが、この場合においても需給調整市場におけるアクセスメント2の不適合回数は通常どおりカウントされるのでしょうか。 不適合回数が一定回数（例：3回）に達した場合、新規取引停止となる可能性があることから、優先関係との整合性について懸念しております。			需給調整市場の約定コマにおいて、実効性テストの実施指令を優先することにより調整力指令に正しく応じることができない場合を前提に回答いたします。 「第60回需給調整市場検討小委員会（2026年3月3日）資料2」の整理のとおり、実効性テストの実施指令を受けた後に、速やかに代替不可申請を行っていただきます。全量代替不可申請をされる場合、取引規程各別冊第37条4項のとおり、アクセスメントⅡの対象ΔkWがゼロとなることから、不適合回数の積算対象となりません。
6	取引ガイド（案）	p654 提供期間内のア	意見	三次②について、需給調整市場におけるアクセスメント2の不適合回数については、現行運用ではコマ単位でカウントされるとの理解です。 市場参加インセンティブ向上および過度なペナルティ集中の回避の観点から、不適合回数のカウントを日単位とする運用についてもご検討いただきたいと思います。			入札ブロック30分化後のアクセスメントⅡ不適合回数については、「第52回需給調整市場検討小委員会（2024年12月5日）資料3」でも言及されており、海外事例を参考に、契約単位でのカウントとしており、結果的にこれまでが一種の緩和となっていたともいえますと整理されております。いただいたご意見につきましては、電力広域的運営推進機関へ連携いたします。
7	取引規程（案）	第13条(1)ツ	意見	三次②について、第13条(1)ツでは、実効性テスト（容量市場）の対応を優先する旨が示されていますが、実需給においては需給調整市場が優先されるとの整理（電力需給調整力取引所FAQ「指令・運用について」）との間で、整合性が明確でないように見受けられます。 両市場における優先順位およびペナルティ適用の考え方について、一貫した整理および明確な説明をお願いいたします			ご指摘のとおり、取引規程第13条(1)ツは参入点によらず実効性テストによる指令を優先することを示すものであり、実需給時とは異なる対応となります。 いただいたご質問を踏まえ、明確化の観点から、取引ガイドおよび弊所ホームページ「よくあるご質問」を修正いたします。
8	取引規程（案）	P25 第13条（1） ソ、ツ P58 第43条 3(5)	確認	第60回需給調整市場検討小委員会第77回調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会 資料2 P20には、 “機器個別計測での同時発動時には、「発動指令を優先すること」として、これらリソースの機器点での需給調整市場参入を認める”、 “需給調整市場で約定したことによって、発動指令に正しく応じることができない場合は、実需給3時間前に「発動指令を受けた際には、速やかに代替不可申請※を行うこと」とする。” と整理されており、調整力応動と実効性テストを同時達成自体が否定されている訳ではなく、“同時達成が困難な場合は”実効性テストを優先評価するとの理解である。 特に機器点リソースにおいては、桶内の機器点調整リソースと、受電点での発動指令対応リソースとが異なり、かつ、それぞれの規模も異なる、つまり、同時達成可能なケースも存在する為、当該需給調整市場検討小委での整理と整合していることを確認させて頂きたい。		需給調整市場検討小委での整理と整合していない様に読める為。	ご理解のとおり、需給調整市場検討小委員会での整理において実効性テストと調整力指令への応動を同時達成することは否定しておらず、取引規程上も同様にご否定しておりません。また、取引規程第43条第3項（5）により、発動指令電源の実効性テストにおける供給力の提供期間とΔkW約定コマが重複した際に、その範囲は非調整扱いとなりますが、この場合も発動指令への応動を優先したうえで調整力指令に応動することは否定されていません。
9	取引ガイド（案）	P646 2-10.ペナルティ d.予見性の無い事故等の取扱い	意見	蓄電池リソースにおける実効性テストを考えた場合、発動開始時間の3時間前に発動指令を受けて以降、達成量を最大限上げるために補充電を行い、発動時間終了後においては充電量が0に近くなることから調整力の提供のために補充電を行う必要があることが想定され、実効性テストに応じる場合は発動時間の3時間前後においても調整力の提供が困難となる。 上記を踏まえ、ペナルティ緩和の対象については発動時間の3時間に加え、前後の時間も対象としてはどうか。	取引ガイドP646に「実効性テストによるΔkWの供出が不可能となった時間については、発動時間3時間に加え前後3時間までを認めることとする」旨を注記する。	実効性テストを優先することによるペナルティを緩和する目的を踏まえたもの。	実効性テストに起因するペナルティ1倍率緩和の対象期間については、電源種別や機器によっても条件が異なることから、供給力の提供期間（3時間）以外を認めることは現時点では想定しておりません。（電力広域的運営推進機関に確認済み）
10	取引ガイド（案）	P646 2-10.ペナルティ d.予見性の無い事故等の取扱い	意見	系統事故等による停電の場合、系統事故復旧後において現地にて連系操作する必要があり、操作までに時間を要するリソースがあることを踏まえると、ペナルティ緩和の対象時間については系統事故の発生から復旧までの時間ではなく、系統事故の発生からリソースの系統連系復帰までの時間とするように整理してはどうか。	取引ガイドP646に「系統事故などによる停電に伴うペナルティ緩和の対象については、系統事故が発生したコマから連系再開したコマまでを認めることとする」旨を注記する。	内容のとおり。	現運用においても、申請内容と実態を踏まえてペナルティ緩和の対象を検討しているため、事象に応じて属地エリアの一般送配電事業者へ申告していただきますようお願いいたします。そのため、取引ガイドへの追記は不要とさせていただきます。
11	取引ガイド（案）	P646 2-10.ペナルティ d.予見性の無い事故等の取扱い	意見	実効性テストの実施指令を優先し、重複期間を「調整電源として扱わない（積算対象外）」とする場合、需給調整市場ですでに約定していたアグリゲーター側は、自社に瑕疵がないにもかかわらずΔkW料金等の期待利益を一時的に失うことになる。この重複期間については、機会損失を補償するあるいは市場供出を満たしたものとみなす設計を検討されたい。			実効性テストに起因したΔkW料金のリリース（ペナルティ1倍率：1.0倍）は逸失利益とは見做さず、容量市場発動指令電源と需給調整市場双方に参入する場合の事業リスクと考えます。（電力広域的運営推進機関に確認済み） なお、需給調整市場の約定コマにおいて、発動指令を優先することにより調整力指令に正しく応じることができない場合は、代替不可申請を提出いただけます。
12	取引ガイド（案）	P107 事前審査時に需給調整市場システムへ登録いただくデータ③	意見	機器点参入において「敷地平面図等」の提出を必須とすることは、特に家庭用蓄電池や小規模なリソースを束ねるアグリゲーターにとって、書類回収の事務負担が極めて重くなる。また、需要家の敷地内レイアウトは個人情報観点から提出を拒まれるリスクが高い。			機器点の小規模リソースでは敷地平面図の提出は必須ではございません。 いただいたご意見を踏まえ、取引規程および取引ガイドを修正いたします。
13	取引規程（案）	13条	意見	ソ、ツのそれぞれにおいて、実効性テストの実施指令、および、発動指令を優先することと記載があるが、「優先する」の調整力提供者の具体的な実施事項を明記すべきではないか	調整力提供者が実施すべき事項を明記いただきたい。 具体的には代替不可申請の要否だが、それ以外に実施すべき事項があればそれも明記いただきたい	実務上発動指令・実効性テストがあった場合に、調整力提供者が何をすべきかわからないため なお、当社は発動指令時には、今回改定のない37条に基づき、応動時間までの間を代替不可申請のうえ応動を行い、発動指令から応動の時間帯について、ペナルティが1.0倍になると考えています	ペナルティ倍率が1.0倍となるのは、実効性テストの実施指令時に代替不可申請を行った場合に限られます。 いただいたご質問を踏まえ、明確化の観点から、取引ガイドおよび弊所ホームページ「よくあるご質問」を修正いたします。
14	取引ガイド（案）	P14（取引規程13条）	確認	⑨は、機器点参入をしていない発動指令電源での約定をしているリソースすべてに適用されるとの理解でよいのか。	・発動指令電源に参入する各電源・リソースがすべてのパターンでどのようなアクションをすべきか明確にする必要があると思います。	網羅しない場合認識の齟齬を招き、アクセスメント時にTSOと調整力提供者間で認識の齟齬が発生すると考えられるため。	「第60回需給調整市場検討小委員会（2026年3月3日）資料2」の整理のとおり、需給調整市場の参入点に関わらず、実効性テストに従っていただきます。 いただいたご質問を踏まえ、明確化の観点から、取引ガイドおよび弊所ホームページ「よくあるご質問」を修正いたします。

No	意見 提出対象	スライド番号 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
15	取引規程（案）	13条	意見	容量市場の実需給期間において機器点指令以外のリソースが、需給調整市場に約定するコマで発動指令および実施指令が行われた場合の取り扱いも明記すべきではないか	同左	容量市場におけるリクワイアメント・ペナルティ資料においては実需給期間における発動指令は以下リンクP132の通り、需給調整市場を優先することとなっているが、取引規程上は機器点参入の場合だけ優先することと読み取れるため、その他の参入をするリソースがどうすべきかを取引規程においても明確にしたほうが良いと考える https://www.occto.or.jp/assets/variou/capacity-market/251010_youryou_jitsujukyu_setsumeikai_requirement_r3.pdf	ご認識のとおり、受電点参入において、発動指令電源が需給調整市場で約定し、かつ発動指令を受けた場合は、「第39回需給調整市場検討小委員会（2023年6月1日）資料3」において、調整力指令を優先して応動することで整理されております。そのうえで、発動指令電源のアクセスにおいて、その電源等リストに需給調整市場約定リソースが含まれる場合で、発動実績がアクセス対象容量を下回った要因について、調整力指令の影響であることが合理的に説明できる場合に、リクワイアメントを満たしているものとみなされます（第49回容量市場の在り方等に関する検討会（2023年8月1日）資料4）。 いただいたご質問を踏まえ、明確化の観点から、取引ガイドおよび弊所ホームページ「よくあるご質問」を修正いたします。
16	取引規程（案）	第40条	意見	本件によるペナルティ算定の対象となる期間は、発動指令を受けてから実際の応動をするまでの6時間が対象となる理解でよいか	取引規程上に対象となる期間が、発動指令および実施指令を受けてから応動時間の間まで等と、具体的に明記したほうがよい	発動指令電源は発動指令および実効性テストは発電開始の3時間前までにTSOから指令され、3時間連続応動を行うため、発動指令および実施指令により容量市場を優先すべき時間帯は最低6時間との認識です。 代替不可によるペナルティ金額は1.0倍となるが、その時間帯が明確ではなく実際の精算時に調整力提供者とTSO間で齟齬が発生する可能性があるため。取引規程においては、ペナルティの異議申立てのフローが記載されていないことから、仮にペナルティ算定に関して齟齬が発生した場合、TSOおよび調整力提供者の協議交渉の負荷が高まると考えられる。規程においては、ペナルティ認識に齟齬が出ないよう具体的かつ明確に取り扱いを記載してほしい。	実効性テストに起因するペナルティ1倍率緩和の対象期間については、電源種別や機器によっても条件が異なることから、供給力の提供期間（3時間）以外を認めることは現時点では想定しておりません。（電力広域的運営推進機関に確認済み）
17	取引規程（案）	第40条	確認	発動指令および実施指令を優先する際に、アクセスメントIIに抵触した場合の取り扱いも明記すべき	指令時点でGCとなるコマが発生する可能性があり、アクセスメントII違反になる可能性があるため、その取扱いについても明記する必要があると考えます	前述の通り発動指令および実効性テストは指令から応動終了まで最低でも6時間必要となるが、指令を受けた時点でGCになっているコマがある。この場合、蓄電池においては必要な電源を充電する必要があり、アクセスメントIIに抵触する可能性があるため、この場合の取り扱いについても明記を要する考えます。	発動指令および実施指令を優先する際に、調整力指令に応動できない場合、「第60回需給調整市場検討小委員会（2026年3月3日）資料2」の整理のとおり、速やかに代替不可申請を行っていただきます。全量代替不可申請をされる場合、取引規程各別冊第37条4項のとおり、アクセスメントIIの対象ΔkWがゼロとなることから、不適合回数の積算対象となりません。 また、実効性テストに起因するペナルティ1倍率緩和の対象期間については、電源種別や機器によっても条件が異なることから、供給力の提供期間（3時間）以外を認めることは現時点では想定しておりません。（電力広域的運営推進機関に確認済み）
18	取引規程（案）	取引規程37条 取引ガイドP455・P646	意見	本件実効性テスト・発動指令の代替不可申請において、様式23の提出可否を明確にしてほしい	本件実効性テスト・発動指令の代替不可申請において、様式23の提出可否を明確にしてほしい	手続上の要否が明確でないことから（今回取引規程において当該条項の改定がないとも認識しており手続きを明確してほしい）	取引規程第37条第2項にて様式23（ΔkW約定量供出不可理由届出書）の提出が不要となるケースは、地内系統混雑により代替不可申請する場合に限定しており、今回の改定ではその点を変更しておりませんので、実効性テストおよび発動指令に起因する代替不可申請の提出のケースは、様式23（ΔkW約定量供出不可理由届出書）の提出が必要となります。 いただいたご意見を踏まえ、取引ガイドに追記いたします。
19	取引規程（案）	P25、50	確認	第60回需給調整市場検討小委員会資料2P23記載のとおり、調整力指令と実効性テストが重複した際に実効性テストへの対応を優先した場合は速やかに代替不可申請を実施することで、契約不履行ペナルティであるアクセスメント不適合時の処分（取引停止や取引会員の除名処分）の対象外との整理ということでしょうか。			ご理解のとおりです。 全量代替不可申請を提出いただくことで、取引規程各別冊第37条4項のとおり、アクセスメントIIの対象ΔkWがゼロとなることから、不適合回数の積算対象となりません。
20	取引規程（案）	P41	確認	事前審査における実効性テストについて、「属地エリアの一般送配電事業者は、エリアの系統状況等を勘案し、選定された試験候補日時で実効性テストが可能であれば、試験日時を決定する」となっているが、仮に実効性テストの実施機関と実効性テストや容量市場の発動指令が重複した場合も、容量市場側の対応を優先することでよいのか（実効性テストについては再調整させていただき認識でよいのか）			ご認識のとおり、実効性テストと実効性テスト、ならびに発動指令が重複した場合は、容量市場における指令を優先していただきます。 その場合、実効性テストにつきましては、日程を調整のうえ、改めて実施をお願いいたします。
21	取引ガイド（案）	P82	確認	No.2の影響について「各リストパターンに記載された小売電気事業者または発電契約者、MMSの電源等詳細に記載された発電BGコードに対してインバランス補正が行われず」と記載されておりますが、変更申請前にインバランス補正がされた場合、遡及対応するのでしょうか。それとも、インバランス補正時点の登録情報を正としますでしょうか。		低圧リソースに関してはリアルタイムで小売契約情報を管理することが物理的に不可能であるため、契約を追従して市場登録することができません。そのため、現時点での登録情報を正とする決め打ちでの整理となる理解でよいのか確認させていただきます。 記載の「インバランス補正が行われる」とは遡及対応を実施しないとの理解でよいのか。	実需給時点の登録情報を正として算定を行い、遡及対応は実施しません。
22	取引ガイド（案）	P111	確認	小売電気事業者情報の登録に対して「※群を組成している場合において、需給調整市場各リスト・パターン等受領業務ビジネスプロトコル標準規格上は必須項目となっておりますが、今後修正される予定です。」とありますが、これはMMS上で小売のスイッチング情報を精緻に追従する必要があるとの理解でよいのでしょうか。		別途ERAより市場側に対して、低圧リソースに関してはスイッチングが頻繁に発生することから、事前審査について取引上の制約を緩和いただきたいと相談している認識であるが、これに関する緩和措置との理解でよいのか。 その場合、どのような緩和措置をとるのか方向性をご教示いただきたい。また、いつ頃に対応予定か。	ご提示の注釈の主旨は、群を組成していない単体リソースでも小売電気事業者情報の入力が必要である一方、現行のビジネスプロトコルでは任意項目となっております。そのため、ご提示のスイッチングに対する緩和措置ではございません。
23	取引ガイド（案）	P14	意見	要件④⑤に関し、以下の2点について明確化をお願いします。 ・機器点リソースへの発動指令、および機器点・受電点リソースへの実効性テストが、需給調整市場の約定と重複した場合、容量市場からの指令が優先されると同時に、代替不可申請が必要になると認識しております。この認識に相違ないかご確認させていただくとともに、相違なければその旨を明記いただけないでしょうか。 ・受電点リソースへの発動指令において、容量市場と需給調整市場の約定量に重複がある容量分については、調整力指令に従うことで容量市場リクワイアメントを満たすと認識しております。 つきましては、指令の種類（発動指令/実効性テスト）とリソースの種類（受電点/機器点）の組み合わせに応じて、容量市場リクワイアメントの扱い、代替不可申請の要否、ペナルティ料金Iのペナルティ倍率および不適合回数の積算の対象有無がどのように適用されるのか、体系的に整理した上で明記いただけないでしょうか。			1点目について、需給調整市場の約定コマにおいて、発動指令を優先することにより調整力指令に正しく応じることができない場合は、代替不可申請を提出いただきます。 なお、取引規程第37条第2項にて様式23（ΔkW約定量供出不可理由届出書）の提出が不要となるケースは、地内系統混雑により代替不可申請する場合に限定しております。 2点目について、いただいたご質問を踏まえ、明確化の観点から、取引ガイドおよび弊所ホームページ「よくあるご質問」を修正いたします。
24	取引ガイド（案）	P646	確認	実効性テストの実施によりΔkWの供出が不可能となった際に、方が、代替不可申請が期限内に間に合わなかった場合でも、様式25を提出することにより、ペナルティ料金I算定時のペナルティ倍率1.0倍の適用、および不適合回数の積算は対象外となる、という理解でよろしいでしょうか。			ご認識に相違がございます。 「第60回需給調整市場検討小委員会（2026年3月3日）資料2」において、「代替不可申請が行われなかった場合は、通常通りのペナルティ対象となる」旨、整理されております。 つきましては、代替不可申請が行われていない中で、様式25をご提出いただいても、ペナルティ料金I算定時のペナルティ倍率1.0倍の適用、および不適合回数の積算は対象外とはならないため、取引ガイドの修正を実施いたします。
25	取引ガイド（案）	P646	確認	実効性テストの準備またはその影響により、テスト前後のコマで需給調整市場の指令に応動できないケースが想定されます。 テスト前：蓄電池リソースが、実効性テストに備えた事前充電を行うため、調整力指令に応動できない。 テスト後：蓄電池リソースが、実効性テストで放電した結果、残容量が不足し、調整力指令に応動できない。 このように、実効性テストの実施に直接起因して、テスト対象コマの前後で調整力指令への不適合が発生した場合においても、様式25を提出すれば、ペナルティ料金I算定時のペナルティ倍率1.0倍の適用、および不適合回数への加算は対象外となりますでしょうか。			実効性テストに起因するペナルティ1倍率緩和の対象期間については、電源種別や機器によっても条件が異なることから、供給力の提供期間（3時間）以外を認めることは現時点では想定しておりません。（電力広域的運営推進機関に確認済み） そのため、代替不可申請が行われていない中で、様式25をご提出いただいても、ペナルティ料金I算定時のペナルティ倍率1.0倍の適用、および不適合回数の積算は対象外とはなりません。 なお、全量代替不可申請を提出いただくことで、取引規程各別冊第37条4項のとおり、アクセスメントIIの対象ΔkWがゼロとなることから、不適合回数の積算対象となりません。